

# 奈良県立医科大学寄附講座規程

制 定 平成18年2月14日

最終改正 令和4年11月17日

## (趣 旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）における寄附講座の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、教育研究の発展及び充実に資することを目的とする。

## (定 義)

第3条 この規程において「寄附講座」とは、民間等からの寄附をもって、本学が必要と認める教育研究活動を行う講座をいう。

## (名 称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座の教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附者からの申し出があった場合は、寄附者が明らかになるような字句を付加することができる。

## (設置の手続き等)

第5条 理事長は、寄附講座設置にかかる寄附の申し込みがあった場合、次の書類を付して、寄附講座等設置審査委員会に当該寄附講座の設置を諮問する。

(1) 寄附講座寄附申込書（別紙第1号様式）

(2) 寄附講座の概要（別紙第2号様式）

2 理事長は前項の答申を受けた後、教育研究審議会に諮るものとし、承認が得られた場合、寄附申込者へ寄附講座寄附受入受諾書（別紙第3号様式）により通知を行うとともに、寄附講座を担当する教員（以下「寄附講座教員」という。）の選考に着手するものとする。

## (存続期間)

第6条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上6年以下とする。

2 寄附講座の存続期間は更新できるものとし、更新する場合の手続きは設置の例による。ただし、寄附講座等設置審査委員会への諮問は省略することができる。

## (寄附講座の構成員及び教員の名称)

第7条 寄附講座は、少なくとも1名の教授又は准教授に相当する教職員で構成する。ただし、寄附講座の内容等により特段の理由がある場合にはこの限りではない。

2 寄附講座教員の名称は、教授・准教授等の職名の後に（寄附講座）を付するものとする。

## (寄附講座教員の身分等)

第8条 寄附講座教員は、本学の非常勤職員とする。

2 寄附講座教員の勤務条件のうち次の各号に掲げるものについては、原則として本学教員の例による。ただし、特別の事情がある場合には、理事長が別に定めるところによる。

(1) 勤務時間、週休日、休日、休憩時間及び休息时间

(2) 休暇

(3) 服務

(4) 分限及び懲戒

## (寄附講座教員の労働災害及び社会保険)

第9条 寄附講座教員の業務上又は通勤上の災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 寄附講座教員の社会保険の適用については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保健法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

## (寄附講座教員の選考)

第10条 寄附講座教員の選考は、教育研究審議会の議を経て、本学の教員選考基準に準じて理事長が行う。

2 寄附講座の内容等により特に必要がある場合は、本学の教員に寄附講座教員を兼務させることができる。

(寄附講座教員の職務等)

第11条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座の業務に支障のない範囲内で、関係する講座等の教育研究に従事することができる。

2 寄附講座教員は、所定の手続を経て、大学院学生の研究指導を行うことができる。

3 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究上必要があるときは、所定の手続きを経て、診療に従事することができる。

4 寄附講座の教授は、奈良県立医科大学教授会規程第2条に規定する教授会員とはしない。

(寄附金の受け入れ)

第12条 寄附講座の設置運営に要する経費の寄附は、原則としてその存続期間にかかる総額を一括して受け入れるものとする。ただし、受入れの見通しが確実であるときは、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができるものとする。

(知的財産の取扱)

第13条 寄附講座の成果として創造された知的財産は、本学に帰属するものとする。

(内容等の変更)

第14条 寄附講座の内容等について大きく変更しようとする場合の手続は、設置の例による。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の設置運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成18年 2月14日)

この規程は、平成18年 2月14日から施行する。

附 則 (平成19年 4月11日)

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年4月 1日)

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和4年11月17日)

この規程は、令和4年11月17日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 殿

寄附申込者 住 所  
氏 名

印

(法人等にあつては所在地、名称、代表者の職・氏名)

寄 附 講 座 寄 附 申 込 書

寄附講座の開設に関して、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附講座の名称
- 2 寄附講座の設置目的
- 3 寄附金額 総額 円
- 4 寄附方法 (一括寄附・分割寄附の別、分割寄附の場合はその時期・金額)
- 5 設置期間
- 6 その他

(第2号様式)

寄附講座の概要

|                           |                                  |
|---------------------------|----------------------------------|
| 1 寄附講座の名称                 |                                  |
| 2 寄附者                     | (所在地)<br>(代表者)                   |
| 3 寄附者の概要                  | (資本金)<br>(主な業務内容)<br>(その他)       |
| 4 寄附予定額                   | 円                                |
| 5 寄附の時期及び期間               | (時期) 年 月 日<br>(期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 6 寄附金の使途                  |                                  |
| 7 寄附方法                    |                                  |
| 8 寄附講座の研究領域の概要            |                                  |
| 9 寄附講座の有効性<br>(現有組織との関連性) |                                  |
| 10 その他                    |                                  |

(第3号様式)

寄附講座寄附受入受諾書

様

年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 公印

年 月 日付けでお申し込みいただきました奈良県立医科大学に対する寄附につきましては、下記のとおり受諾させていただきます。

記

1 寄附講座の名称

2 寄附金額

3 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで